

〔別紙〕

様式1

## 事業報告書

(自 令和 6年 9月 1日 至 令和 7年 8月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人ももくさ
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人
- その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県広島市東区山根町28番15号
- (3) 設立認可年月日 令和 5年 8月24日
- (4) 設立登記年月日 令和 5年 9月 1日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	みんなの睡眠 ストレスケア クリニック	3410126407	広島市東区牛田本町二丁目 1番2-205号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年10月28日 令和6年度決算の決定

令和 7年 8月31日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和7年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人ももくさ

※医療法人整理番号 02847

所在地 広島市東区山根町28番15号

貸借対照表

(令和 7年 8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	58,348	I 流動負債	13,480
II 固定資産	39,460	II 固定負債	25,803
1 有形固定資産	34,412		
2 無形固定資産	420	負債合計	39,284
3 その他の資産	4,628	純資産の部	
		科目	金額
		I 基金	30,000
		II 積立金	28,525
		純資産合計	58,525
資産合計	97,809	負債・純資産合計	97,809

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。



様式 2

法人名 医療法人ももくさ

※医療法人整理番号 02847

所在地 広島市東区山根町28番15号

財 産 目 録  
(令和 7年 8月31日現在)

1. 資 産 額	97,809 千円
2. 負 債 額	39,284 千円
3. 純 資 産 額	58,525 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	58,348
B 固 定 資 産	39,460
C 資 産 合 計 (A+B)	97,809
D 負 債 合 計	39,284
E 純 資 産 (C-D)	58,525

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

※医療法人整理番号 02887

法人名 医療法人ももくさ  
所在地 広島市東区山根町2.8番1.5号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当する 取引なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当する取引なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人ももくさ

理事長 山下 英尚 殿

私は、医療法人ももくさの令和6会計年度（令和6年9月1日から令和7年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和7年10月30日

医療法人ももくさ

監事